

# 一般社団法人徳島県作業療法士会

## 定款施行細則

事務局

〒770-8012

徳島市大原町大神子 19 番地

リハビリテーション大神子病院内

Tel 088-662-1014 Fax 088-662-2275

# 定款施行細則

## 第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この施行細則は、一般社団法人徳島県作業療法士会定款を受け、本会事業の円滑なる運営をはかることを目的とする。

## 第 2 章 会員

(入会)

第 2 条 定款第 7 条第 1 項に規定する正会員になろうとする者の入会申込書は様式第 1 号とする。

2 定款第 7 条第 2 項に規定する賛助会員になろうとする者の入会申込書は様式第 2 号とする。

(正会員の会費)

第 3 条 定款第 8 条に定める会費は、正会員にあつては年額 9,000 円とする。

2 他県士会からの転入会員は、転入前に所属していた県士会への当該年度の会費の入金確認ができれば、当該年度の会費を免除する。

3 会費の納入は、原則として当該年度の 6 月末日までとする。

4 正会員の会費の変更は、総会の議決によらなければならない。

(賛助会員の会費及び特典)

第 4 条 賛助会員の会費及び特典は別に定める賛助会員規定に従うものとする。

(会員名簿)

第 5 条 会員は、氏名、勤務先、住所等に変更があつたときは、遅滞なく会員異動届(様式第 3 号)を提出しなければならない。

2 本会は、会員名簿を作成し、会員の異動がある毎にこれを訂正する。

(退会)

第 6 条 定款第 10 条に規定する退会届の書式は、様式第 4 号とする。

## 第 3 章 選挙

(選挙管理委員会の設置)

第 7 条 定款第 13 条第 1 項に規定する選挙を行うため、選挙管理委員会を置く。

(選挙管理委員会の構成)

第 8 条 選挙管理委員会は、理事以外の委員長と委員 3 名により構成する。委員長及び委員の選任は、本施行細則第 24 条第 2 項に従うものとする。

(選挙の公示と立候補の締切)

第 9 条 選挙管理委員会は投票日の 30 日以前に、選挙期日、選挙すべき理事及び監事の定員数、立候補の受付期日を公示し、立候補を受け付けなければならない。ただし、立候補の締切日は投票日の 20 日前とする。

2 郵送による立候補の届け出は、締切日までの消印があるものを有効とする。

(立候補の届出)

第 10 条 立候補しようとする正会員は、文書でその旨を選挙管理委員長に選挙候補届(様式第 5 号)を提出しなければならない。

2 推薦による立候補は、3 名以上の推薦者を必要とする。この場合は、本人の同意を得て、推薦者の代表者が選挙管理委員長に選挙候補者推薦届(様式第 6 号)を提出しなければならない。

(理事会による立候補の推薦)

第 11 条 立候補者が定数に満たないときは、理事会が定員と同数の立候補者を推薦し、選挙管理委員長に選挙候補者理事会推薦届(様式第 7 号)を提出しなければならない。

(立候補に伴う選挙管理委員の退任と補充)

第 12 条 選挙管理委員が立候補したときは、委員の資格を失う。この場合は欠員を補充しなければならない。

(選挙の告示)

第 13 条 告示は、投票日の 10 日以前に、次の内容をもって行う。

- (1) 選挙管理委員会より文書をもって通知する。
- (2) 立候補者及び推薦者代表の氏名、立候補の主旨のみとする。

(選挙の方法)

第 14 条 選挙は、総会において出席者の直接無記名投票により行う。

(投票用紙の様式)

第 15 条 投票用紙は、選挙管理委員会指定のものとする。

(投票の順序と投票の様式)

第 16 条 役員の選挙の様式は次のとおりとする。

- (1) 理事(記号式投票)
- (2) 監事(記号式投票)

(有効投票)

第 17 条 有効投票数は、投票総数の 3 分の 2 以上なくてはならない。

(無効投票)

第 18 条 次の投票は、無効とする。

- (1) 規定の記号以外のものを記載したもの
- (2) 定められた欄以外の場所に記載したもの
- (3) 定員数を越える記載をしたもの

(当選人の確定)

第 19 条

- 2 複数記号式投票の場合は、得票数の多い者より順次当選を決める。
- 3 当選人を決める当たり得票数が同じであるときは、選挙会場においてくじで決める。

(信任投票)

第 20 条 立候補者数が定員と一致した場合は、信任投票を行い過半数をもって信任とする。

- 2 不信任の場合は、理事会において候補者を推薦し再度総会において信任投票を行う。

## 第 4 章 会務運営

(事務局及び部の設置)

第 21 条 会務運営のための事務局、事業局を置く。

- 2 各局を担当する理事・事務局長・各部長は、理事会の承認を得て会長が任命する。
- 3 各部員は部長が任命する。
- 4 各部長は理事会に出席し、意見を述べることができる。
- 5 事務局長、部長、部員の任期は定款第 13 条の役員の任期に準ずる。

(会務の分掌)

第 22 条 局および部は、次の通りとする

事務局	総務部、財務部
事業局	学術部、教育部、広報部、事業部、地域包括ケア部

(分掌事項)

第 23 条 事務局、事業局および部の分掌事項は、おおむね次のとおりとする。

事務局(総務部・財務部)

・総務部

- (1) 会員の入退会、会員原簿に関する事
- (2) 会員名簿に関する事
- (3) 内外の公文書に関する事

- (4) 議案書、会議資料、会議録に関する事
- (5) 会議案内、会議場設営、接待に関する事
- (6) 儀礼関係、内外の来信に関する事
- (7) 資産の維持、管理に関する事
- (8) 機関誌等刊行物の発送と保管に関する事
- (9) その他各部に属しないことに関する事

・財務部

- (1) 予算編成に関する事
- (2) 会費その他の収入活動に関する事
- (3) 支出、決算に関する事
- (4) その他財務に関する事

事業局(学術部、教育部、広報部、事業部、地域包括ケア部)

・学術部

- (1) 会員の学術、技能の向上のための企画、運営に関する事
- (2) 学術誌の発行に関する事
- (3) 学術資料の作成と収集に関する事
- (4) その他学術に関する事

・教育部

- (1) 作業療法士養成の向上に関する事
- (2) 作業療法士の生涯教育に関する事
- (3) 臨床実習指導の向上に関する事
- (4) その他教育に関する事

・広報部

- (1) 外部に対する作業療法及び本会の宣伝活動に関する事
- (2) 士会報の発行及び会員の広報活動に関する事
- (3) 入会勧誘に関する事
- (4) その他広報に関する事

・事業部

- (1) 公益活動における事業企画および運営に関する事
- (2) 関係団体・関係機関との連絡・調整および連携推進に関わる事
- (3) 保健・医療・福祉におけるリハビリテーションの推進に関わる事
- (4) その他、リハビリテーションに関わる各部局との連携に関する事

・地域包括ケア部

- (1) 介護予防・日常生活支援総合事業に関する事
- (2) 認知症支援の推進に関する事
- (3) 特別支援教育の推進に関する事
- (4) 障がい者スポーツの促進に関する事
- (5) 自殺予防に関する事
- (6) 外出支援の促進に関する事
- (7) その他、地域包括ケアシステムに関する事

(委員会の設置)

第 24 条 本会の会務運営にあたり委員会を置くことができる。

- 2 委員長は理事会の承認を得て会長が任命し、委員は委員長の推薦にもとづき会長が任命する。
- 3 委員長は、会務を掌理し、委員は会務に従事する。
- 4 委員長は、理事会に出席し、意見を述べることができる。
- 5 委員長及び委員の任期は、定款第 13 条の役員の任期に準ずる。ただし、理事会において別に定めた場合はこの限りでない。

(常設委員会・特設委員会)

第 25 条 委員会として常設並びに特設委員会を置く。

- 2 常設委員会は、選挙管理など限定された事項の審議と執行を継続的に担当するものとする。
- 3 特設委員会は、限定された専門的事項の審議または審議と執行を担当するものとし、各年度当初または必要に応じて、会長が、任務内容と期限を明記して設置するものとする。

(文書の保存及び保存期間)

第 26 条 文書の保存期間は 5 年とし、保存類目は次のとおりとする。

- (1) 総会及び理事会に関する書類
- (2) 予算及び決算に関する書類
- (3) 財産に関する書類
- (4) 契約に関する書類
- (5) 本会発行の出版物
- (6) 会計諸帳及び書類
- (7) 重要な調査に関する書類
- (8) 会員に関する名簿及び書類

(慶弔費)

第 27 条 士会運営に直接関する慶事、弔慰に関する支出は、会員が死亡した場合のみ、弔電をおくる。

(諸謝金)

第 28 条 本会の事業に伴う謝金等の支払い基準は、講師謝金等支払規定に従う。

(会計処理)

第 29 条 本会の経理は統一会計とする。ただし、一般会計、特別会計に区分して収支計算を行うものとする。

- 2 会計処理にあたり、次の帳簿は具備しなければならない。
  - ① 総勘定元帳
  - ② 仕訳帳(収入、支出)
  - ③ 補助簿

## 第 5 章 会議

(常務理事会)

第 31 条 常務理事会は、会長・副会長・常務理事をもって構成し、理事会の委任を受けた本会運営上の重要事項を審議する。

2 常務理事会の開催、招集、議長、定足数、議決および議事録に関する事項は理事会に準ずる。

(専決事項の処理)

第 32 条 事項が緊急を要し、総会、理事会、常務理事会を開催して、その議決経る時間的余裕がない場合、総会、理事会、常務理事会の議決に代わって、会長が専決処理することができる。

2 専決事項は、次の会議に報告し、承認を求めなければならない。

3 定款第 25 条の承認の是非を問わず、すでに実施されていた事項は覆すことはできない。

## 第 6 章 施行細則の変更

(細則の変更)

第 33 条 この施行細則は、理事会の議決がなければ変更できない。

### 附則

この施行細則は平成 24 年 4 月 2 日から施行する。

この施行細則は平成 30 年 5 月 12 日から施行する。

令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

## 入会申込書（正会員）

一般社団法人  
徳島県作業療法士会  
会長\_\_\_\_\_殿

私は、一般社団法人 徳島県作業療法士会に正会員として入会したく、申し込みします。

入会形態 新規・再入会・転入（※転入の場合のみ下記記入）

※前士会名：\_\_\_\_\_今年度分会費： 納入済・未納

入会申込者 ふりがな \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

生年月日 \_\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日（男・女）

現住所 〒\_\_\_\_\_

TEL：\_\_\_\_\_

勤務先名 \_\_\_\_\_

勤務先住所 〒\_\_\_\_\_

TEL：\_\_\_\_\_ FAX：\_\_\_\_\_

出身校 \_\_\_\_\_

作業療法士免許取得年\_\_\_\_\_年 日本作業療法士協会会員番号\_\_\_\_\_

会費納入方法 阿波銀行口座引落希望・ゆうちょ銀行口座引落希望・振込用紙

※研修会の案内等を [zimukyoku@tokushimaot.com](mailto:zimukyoku@tokushimaot.com) からメールで送信致しますので、所属施設、氏名を本文に記載の上、[zimukyoku@tokushimaot.com](mailto:zimukyoku@tokushimaot.com) までメールを送信してください。

※郵送物などの送付先は原則として勤務先に郵送します。

【提出方法】 必要事項を記入し、事務局まで郵送又は FAX で提出して下さい。

事務局 〒770-8012 徳島市大原町大神子 19 番地 リハビリテーション大神子病院内

FAX：088-662-2275

**必ずメールアドレスの登録をしてください**

## 入会申込書（賛助会員）

一般社団法人  
徳島県作業療法士会  
会長\_\_\_\_\_殿

私は一般社団法人 徳島県作業療法士会に賛助会員として入会したく、申し込みます。

令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

ふりがな

1.氏名または法人名 \_\_\_\_\_ 印

2.現住所または所在地 \_\_\_\_\_

3.電話番号 \_\_\_\_\_

4.申し込み会費 【 \_\_\_\_\_ 口】 \_\_\_\_\_ 円

5.個人の場合 職業 \_\_\_\_\_

勤務先 \_\_\_\_\_

勤務先所在地 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

6.法人の場合 法人代表者名 \_\_\_\_\_

7.ホームページへのリンク（どちらかに○を記入して下さい） 希望する ・ 希望しない

## 会員異動届

一般社団法人  
徳島県作業療法士会

会長 \_\_\_\_\_ 殿

私は下記の項目に変更がありましたので、会員異動届を提出いたします。

令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

会員番号 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

氏名の変更 (旧) \_\_\_\_\_ → (新) \_\_\_\_\_

現住所の変更 (旧) 〒 \_\_\_\_\_ - \_\_\_\_\_

(新) 〒 \_\_\_\_\_ - \_\_\_\_\_

TEL :

FAX :

E-mail :

勤務先変更

【施設名】

(旧) \_\_\_\_\_

(新) \_\_\_\_\_

【新施設住所】 〒 \_\_\_\_\_ - \_\_\_\_\_

TEL :

FAX :

E-mail :

※郵便物等は原則として所属施設に送付させていただきます。

※研修会の案内等は [zimukyoku@tokushimaot.com](mailto:zimukyoku@tokushimaot.com) よりメールで送信致しますので、所属施設、氏名を本文に記載の上、[zimukyoku@tokushimaot.com](mailto:zimukyoku@tokushimaot.com) までメールを送信してください。

登録日	令和	年	月	日
登録者				

## 退会届

一般社団法人  
徳島県作業療法士会

会長\_\_\_\_\_殿

私は、一般社団法人 徳島県作業療法士会を下記の理由により退会いたします。  
尚、会費に未納分がある場合は支払い致します。

令和\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日

日本作業療法士協会会員番号\_\_\_\_\_

ふりがな\_\_\_\_\_

氏名\_\_\_\_\_

現住所 〒\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

理由

---

---

---

---

---

---

---

一般社団法人  
徳島県作業療法士会  
選挙管理委員会

委員長\_\_\_\_\_殿

### 選挙候補届

ふりがな 候補者氏名	性別(男・女)
住所(自宅)	
勤務先施設名	
勤務先所在地	
生年月日	S・H 年 月 日 ( 歳)
立候補区分 (いずれかに○)	理事・監事

以上のとおり、立候補の届出をします。

令和\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日

氏名\_\_\_\_\_印

一般社団法人  
徳島県作業療法士会  
選挙管理委員会

委員長\_\_\_\_\_殿

### 選挙候補者推薦届

ふりがな 候補者氏名	性別(男・女)
住所(自宅)	
勤務先施設名	
勤務先所在地	
生年月日	S・H 年 月 日 ( 歳)
立候補区分 (いずれかに○)	理事・監事

以上のとおり、選挙候補者推薦を届出します。

令和\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日

推薦者届出者代表 住所\_\_\_\_\_ 氏名\_\_\_\_\_ 印

推薦者 住所\_\_\_\_\_ 推薦者 住所\_\_\_\_\_  
氏名\_\_\_\_\_ 印 氏名\_\_\_\_\_ 印

### 候補者推薦届出承諾書

選挙における候補者となることを承諾します。

令和\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日  
氏名\_\_\_\_\_ 印

一般社団法人  
徳島県作業療法士会  
選挙管理委員会  
委員長\_\_\_\_\_殿

### 選挙候補者理事会推薦届

ふりがな 候補者氏名	性別(男・女)
住所(自宅)	
勤務先施設名	
勤務先所在地	
生年月日	S・H 年 月 日 ( 歳)
立候補区分 (いずれかに○)	理事・監事

以上のとおり、選挙候補者理事会推薦を届出します。

令和\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日  
一般社団法人徳島県作業療法士会  
会長\_\_\_\_\_

### 候補者推薦届出承諾書

選挙における候補者となることを承諾します。

令和\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日  
氏名\_\_\_\_\_印